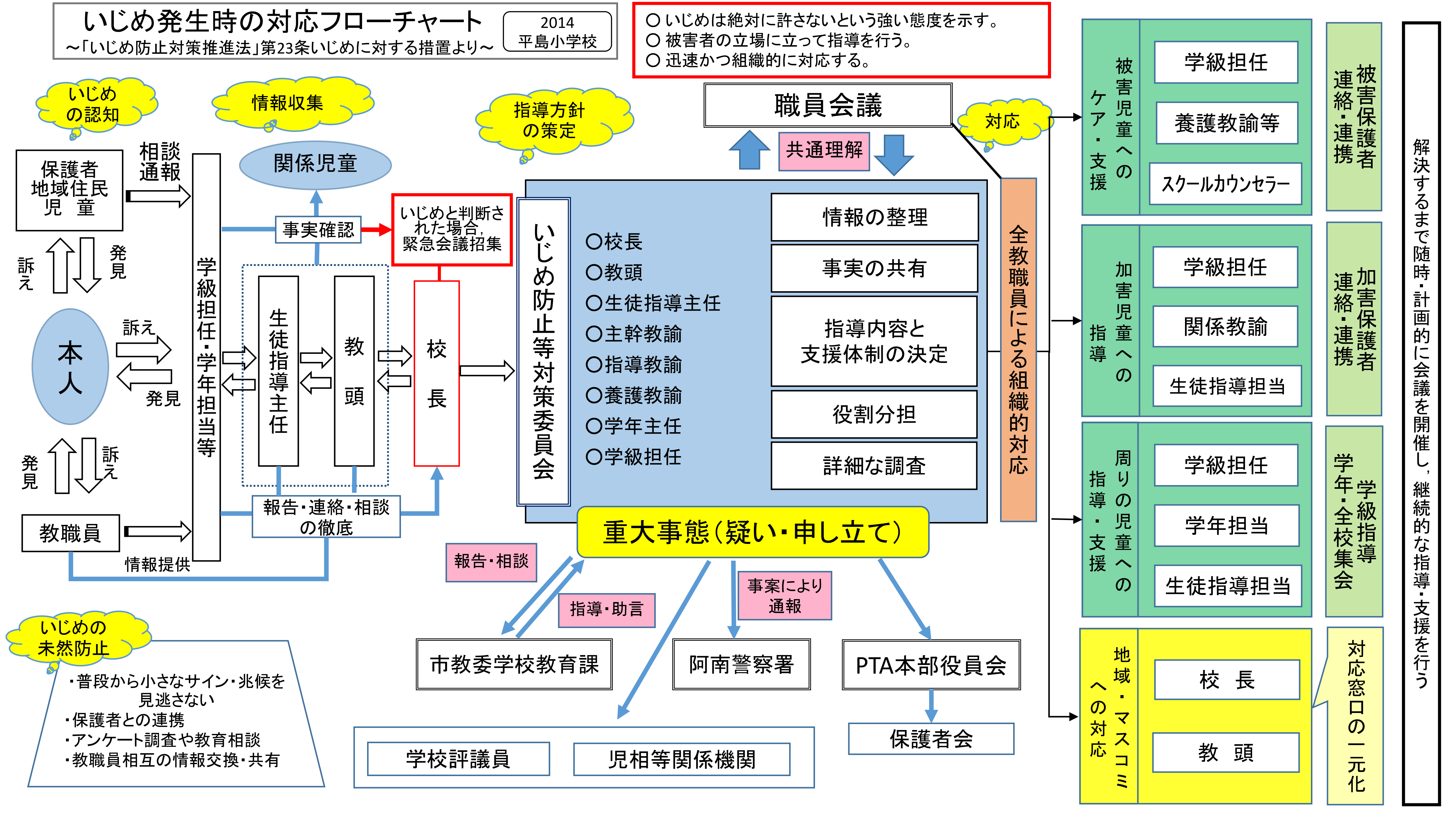
いじめ発生時の対応フローチャート
～「いじめ防止対策推進法」第23条いじめに対する措置より～
2014
平島小学校
○ いじめは絶対に許さないという強い態度を示す。
○ 被害者の立場に立って指導を行う。
○ 迅速かつ組織的に対応する。
いじめの認知
情報収集
指導方針の策定
対応
保護者
地域住民
児　童
相談通報
訴え
発見
本人
訴え
発見
発見
訴え
教職員
情報提供
学級担任・学年担当等
関係児童
事実確認
いじめと判断された場合，緊急会議招集
生徒指導主任
教頭
校長
報告・連絡・相談の徹底
いじめ防止等対策委員会
○校長
○教頭
○生徒指導主任
○主幹教諭
○指導教諭
○養護教諭
○学年主任
○学級担任
情報の整理
事実の共有
指導内容と支援体制の決定
役割分担
詳細な調査
職員会議
共通理解
全教職員による組織的対応
重大事態（疑い・申し立て）
報告・相談
指導・助言
事案により通報
市教委学校教育課
阿南警察署
PTA本部役員会
保護者会
学校評議員
児相等関係機関
いじめの未然防止
・普段から小さなサイン・兆候を見逃さない
・保護者との連携
・アンケート調査や教育相談
・教職員相互の情報交換・共有
被害児童へのケア・支援
学級担任
養護教諭等
スクールカウンセラー
被害保護者 連絡・連携
加害児童への指導
学級担任
関係教諭
生徒指導担当
加害保護者 連絡・連携
周りの児童への指導・支援
学級担任
学年担当
生徒指導担当
学級指導 学年・全校集会
地域・マスコミへの対応
校　長
教　頭
対応窓口の一元化
解決するまで随時・計画的に会議を開催し，継続的な指導・支援を行う